

介護分野の職員の 賃上げ・職場環境改善支援補助金

介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行います。

対象サービス

県内の介護サービス

※(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導を除く

対象となる職員

介護サービス事業所等に勤務する介護従事者

申請期間

令和8年

4/8 水

～5/8 [必着] 金



申請及び実績報告は原則WEBでの提出となります。

※郵送での提出は受け付けておりません。WEBフォームから提出してください。

WEB申請
はこちら



詳しくは補助金申請ホームページ
や交付要領をご確認ください

<https://uketsukeform.com/tochigi-kaigo-chinage-hojokin/>

栃木県 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援補助金 事務局

TEL:028-612-8380

(受付:平日午前9時～午後5時 土日祝を除く)

所在地:〒320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町1141

tochigi-kaigo-chinage@uketsukeform.com

事業主体:栃木県保健福祉部高齢対策課 受託運営:株式会社TMC経営支援センター

補助金の申請について

補助金の申請にあたっては、必ず補助金申請ホームページや交付要領をご確認ください。

補助額

基準月(令和7年12月)の介護総報酬にサービスごとの交付率を乗じた額

補助の内容

介護職員等処遇改善加算を算定又は処遇改善加算に準ずる要件を満たし、生産性向上や協働化に取り組む介護サービス事業所等に対して、賃上げ等に係る経費を補助します。

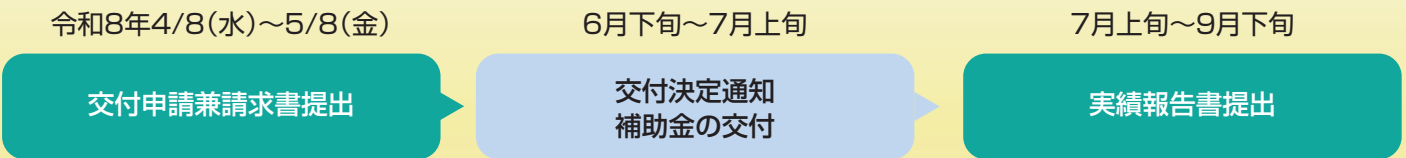
- ※下記表に記載されているサービスにおいて、以下の(1)に該当する場合は申請してください。
- なお、グループ1とグループ2の事業所については、(2),(3)に該当する場合、補助金額が上乘せされます。

- (1)すべて（グループ1 ～ 3）のサービスが対象
 - ※グループ1、2については、処遇改善加算を算定していること
 - ※グループ3については、処遇改善加算に準ずる要件を満たしていること
 - (2)以下の要件を満たす事業所
 - グループ1については、ケアプランデータ連携システムに加入していること 等
 - グループ2については、生産性向上推進加算I又はIIを取得していること 等
 - (3)職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組みを実施している事業所
 - ①介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
 - ②業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部研修会の活動等）
 - ③業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組
- ※(2) の要件を満たす場合、(3) の要件を満たしているものとして扱われます。

グループ1 (訪問・通所系サービス)	グループ2 (施設・居住・短期入所サービス)	グループ3
訪問介護	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	(介護予防) 訪問看護
夜間対応型訪問介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	(介護予防) 訪問リハビリテーション
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	居宅介護支援、介護予防支援
(介護予防) 訪問入浴介護	看護小規模多機能型居宅介護	
通所介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	
地域密着型通所介護	介護福祉施設サービス	
(介護予防) 通所リハビリテーション	地域密着型介護老人福祉施設	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	(介護予防) 短期入所生活介護	
	介護保健施設サービス	
	(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	
	介護医療院サービス	
	(介護予防)短期入所療養介護(病院等・医療院)	

補助金による賃金改善及び職場環改善は基準月から実績報告書の提出まで行う必要があります。

補助金申請～補助金交付～実績報告までの流れ



※交付までの期間は、申請書類の不備等の状況や申請状況によって、さらに期間を要する場合がありますので予めご了承ください。